

①開 会

< 菅 間 教 育 長 >

ただ今から、第 1100 回教育委員会を開会いたします。

< 菅 間 教 育 長 >

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

< 菅 間 教 育 長 >

会議録署名委員に、涌井委員と山川委員を指名いたします。

③会期の決定

< 菅 間 教 育 長 >

会期は、本日一日としていかがですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 菅 間 教 育 長 >

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

< 菅 間 教 育 長 >

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 4 年度使用教科用図書について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より報告願います。

< 高校教育課長 >

それでは、私から令和 4 年度使用教科書の採択の手続き等について、御説明いたします。

次年度に県立高等学校、特別支援学校で使用する教科書については、例年 8 月の定例教育委員会で付議し、採択していただいております。本日は、「教科書採択の流れ」について、全体的なところ及び高等学校分については私から、特別支援学校については特別支援教育課長より御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。「1 基本的な流れ」は、教科書発行者において編集された教科書が、検定及び採択等の手続を経て、児童生徒が使用するまでの流れを示したものでございます。採択された教科書の需要数は文部科学大臣に報告され、需要数の集計結果に基づき、各教科書発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示します。この指示を受けた各教科書発行者は教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、児童生徒の手に渡り、使用される流れになってございます。

「2 教科書の採択」についてですが、(1) のとおり使用される教科書採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会に、国立・私立学校については校長にあります。

「(2) 県立学校の教科書採択に関する基本方針」ですが、県立学校の教科書の採択方法については、法令上、具体的な定めはございません。

そこで本県では、平成9年4月の教育委員会で「県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択する」という基本方針を確認し、以降、毎年各県立学校に通知しています。

次に、資料2を御覧ください。令和4年度使用の県立学校教科書採択までの流れをまとめたものでございます。

1から8までの手続きを順次進めていくこととなりますが、1については、現在、各県立学校において教科書目録に掲載されている教科書について、教科書見本による調査研究、教科書編集趣意書による調査研究などを行っております。

(2) ですが、県立中学校については4年に一度、教科書検定が行われ、4か年継続して同じ教科書を使用することとなっております。令和2年度は新学習指導要領に基づく教科書の採択をしていただきましたが、令和3年度については自由社の「新しい歴史教科書」が再申請により、昨年度検定に合格し、新たに発行されたため、採択替えを行うことも可能となっております。よって、社会の歴史分野ですが、これのみの調査研究が行われております。

また、2について、各県立学校では、公正の確保及び選定事務の適正化を図るために、教科書選定委員会を設置して組織的に選定作業を行っております。

3の教科書審査については、教育委員会事務局の指導主事を中心に、各校が選定した教科書や選定理由を確認し、必要に応じて指導・助言しているところでございます。

4は、本日の説明に当たるところでございます。

今後は、5にある「教育委員の皆様による教科書研究」をお願いすることになります。県立中学校、県立特別支援学校小学部、中学部については、8月の定例教育委員会の前にお時間をいただき、また、県立高等学校、県立特別支援学校高等部については9月の定例教育委員会の前にお時間をいただく形で考えております。そこでは実際の教科書、各校の教科書選定状況一覧、教科書選定の観点及び教科書選定理由等を皆様に御確認いただく予定としております。

そして、6の手続きとして、5の教科書研究と同日に令和4年度使用教科用図書を採択していただき、その後、教育委員会事務局で教科書需要数集計作業を進め、8のとおり9月16日までに文部科学大臣へ需要数を報告いたします。以上が県立学校の教科書の採択までの流れとなります。

次に、高等学校に関しまして、資料を添付させていただきましたので、御説明いたします。報告1-4の参考資料A-1を御覧ください。こちらは高等学校用の「教科書目録」の表紙及びはしがきの写しでございます。はしがきの3を御覧ください。今年度の目録は第1部から第4部で構成されております。令和4年度4月1日以降、高等学校に入学する生徒の教科書については、いわゆる新しい学習指導要領の適用を受けるために、目録第1部から採択することになります。第2部については、

主に高校2年生、3年生となる生徒が使用する教科書になります。大きく変更になる科目やその内容については、後ほど参考資料等で御説明申し上げます。

報告1-5の参考資料A-1は、新学習指導要領で令和4年度以降に開設される国語の新科目「言語文化」の教科書の一覧となります。各学校は、「目録」に掲載されている教科書の中から、各校の教育目標や生徒の実態に合わせて最適なものを選定することになります。

続いて、報告1-6の参考資料A-2の資料は、各教科書発行者が提出し、文部科学省が取りまとめた編修趣意書の例でございます。こちらには、各教科書の編修の趣旨及び基本方針等が整理されております。本日は目録と同様に「言語文化」の編修趣意書を添付いたしました。御覧いただきますと、教科書の概要が把握いただけるものとなっております。なお、こちらについては、文部科学省のホームページでも公開されているものでございます。

報告1-9の参考資料B-1は、中学校の目録でございます。先ほど御説明いたしました「新しい歴史教科書」の編修趣意書についても、参考資料B-2に写しを添付しております。参考としていただければと思います。

高等学校については、来年度から新しい学習指導要領で進んでまいります。年次進行で施行されます高等学校の学習指導要領における変更点を報告1-35の参考資料Dにまとめております。特に、「国語」、「地理歴史」、「公民」に大きな変更がございます。この資料は右側が現行の教科・科目、左側が改訂後の教科・科目となります。

「国語」の改訂について、現行では、「国語総合」の1科目が必履修科目になっていますが、改訂後は、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目として「現代の国語」、我が国の言語文化への理解を深める科目として「言語文化」の2科目が必履修科目になります。

続いて、「地理歴史」について、現行では、必履修科目は「世界史A」、「世界史B」のうちから1科目、「日本史A」、「日本史B」「地理A」、「地理B」のうちから1科目の計2科目ですが、改訂後は「地理総合」、「歴史総合」の2科目が必履修科目になります。「世界史」をこれまで必ず全員が履修していましたが、「地理」か「歴史」を選択して履修することとなります。

また、「公民」については、現行では、必履修科目は「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」の1科目又は2科目ですが、改訂後は、新科目「公共」の1科目になります。新科目の「公共」は、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせながら、他者との協働により、当事者として国家・社会などの「公共的な空間」を作る存在であるということ学ぶ科目とされております。

また、共通教科「情報」の改訂について、現行では、必履修科目は「社会と情報」又は「情報の科学」の1科目ですが、改訂後は、新科目「情報I」の1科目が必履修科目になります。この「情報I」は、情報社会

における問題解決などについて学ぶ科目とされており、現行と比べると、プログラミングの内容が新しく加わっています。

次に、報告1-36の参考資料Eですが、新しい学習指導要領に対応した令和7年度からの大学入学共通テストの出題・教科科目になります。現行では「6教科30科目」で行われている教科・科目数が、「7教科21科目」に変更されます。教科「情報」の試験科目として「情報」が新設されます。この科目は「情報I」を範囲として出題されます。

また、「地理歴史」及び「公民」については、教科別に科目を設定していましたが、令和7年度大学入学共通テストからは、「地理総合、歴史総合、公共」という科目が新しく設定されました。この科目は「地理歴史」及び「公民」の二つの教科にまたがる範囲から出題されます。

なお、こちらの情報については、大学側でどのような科目を入試科目にするのかがまだ整理されていない状況であるため、今後、この大学側の状況に応じて、各学校においてカリキュラムの見直し等の対応が出てくると思います。高校分の説明は以上でございます。引き続き、特別支援教育課長より説明申し上げます。

<特別支援教育課長>

続きまして、県立特別支援学校で使用する教科用図書について、御説明いたします。

資料3を御覧ください。県立特別支援学校で使用する教科用図書の採択までの流れは、先ほど説明したものと同様でございます。

県立特別支援学校で使用する教科用図書の種類について、資料3にあるように3種類の教科書を使用しております。

まず、1の「文部科学省検定済教科書」は、小・中学校や高等学校の児童生徒が使用しているものと同じでございます。2の「文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する教科書で、特別支援に関わっては、特に3種類に分類されております。

まず初めに、(1)の「特別支援学校視覚障害者用点字版」の教科書でございます。このように小学校の理科の教科書が点字版になっております。例えば、御覧のとおり芋虫の絵が点字で表されております。このようなものが点字教科書となります。

続いて、(2)の「特別支援学校聴覚障害者用教科書」は、聴覚障がいのある児童生徒が日本語を習得・活用するための特別な教科書でございます。こちらが中学部用の国語教科書ですが、卒業後の社会生活で必要な掲示物の読み取り、文法又は敬語という日本語の確実な習得を目指した教科書となっております。

続いて、(3)の「特別支援学校知的障害者用教科書」です。知的障がいについては、小中学校の各教科と同じように知的障がい者用の教科が設定されております。その教科の内容については、小中学校の場合は学年ごとに示されておりますが、知的障がいの場合は障がいの状態が個々人で非常に多様であるため、段階で示されております。その段階によって教科書も小学部では星印一つから星印三つまで、中学部は星印四つと星印五つとなり、これらは通称、星印本と申しておりますが、この

ように知的障がいの状態に合わせて、国語、算数、音楽の教科書が発行されております。

星印一つ本ですと、知的障がいの程度が非常に重い子どものための教科書になりますので、数や言葉の概念を育てるような教科書となります。中学部になると、小学校の算数や実社会で必要となる電卓の使い方のような実際に即したような指導内容になっております。

最後に、3の「一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）」でございます。特に文部科学省の著作教科書に加えて、さらに児童生徒の実態に応じるよう一般図書が用いられております。

(1)の絵本等の図書は、障がいの程度が重く、教科書を使用することが困難である児童には、絵本等の図書を一般図書として使用しております。参考資料Cに一般図書の目録を掲載しておりますので、御覧いただければと存じます。

(2)は「点字版教科書」で、先ほど紹介した教科以外の点字教科書について、一般図書としております。

(3)の「拡大教科書」は、弱視や文字の見え方に困難のある発達障がい等のある児童生徒が使用するものです。検定済教科書の文字や図表などを拡大するとともに、見やすくレイアウトを変えたり、線を太くしたりしたものです。

このような教科書について、現在、児童生徒の実態に応じて、どのような教科書を採択することが必要かを検討しながら、各学校で選定作業を行っております。

令和4年度使用教科書については、8月の定例教育委員会での付議に向けて手続きを進めております。その際、全ての教科書の一覧、選定の観点等の必要資料を用意し、御覧いただく予定です。

以上で、県立特別支援学校で使用する教科用図書について報告を終わります。

<菅間教育長> ただいまの両課長からの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第1号「令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について」、御説明いたします。

提案理由は、山形県立高等学校小規模校における入学者選抜方法改善検討委員会の意見なども踏まえ、令和4年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を変更する必要があるためでございます。なお、小規模校における入学者選抜方法改善検討委員会については、5月

と6月の教育委員会においても経過を報告させていただいております  
議題の説明に当たり、議1-9の補足資料をお開きください。今回、御提案しておりますのが、一番上の「入学者選抜基本方針」の変更でございます。これは令和2年10月に議決いただいておりますが、この変更になります。

これに関連して、県外募集についての要綱が二つございます。一つが別添2の「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」、もう一つが小規模校に限った規定となる別添3の「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」でございます。今回はこれらについても説明させていただきます。

議1-2をお開きください。併せて、議1-4の新旧対応表も御覧ください。令和4年度入学者選抜基本方針において、変更があったところでございます。

まず、3の(2)の推薦入学者選抜についてですが、「全日制の課程で入学定員40名の学校」、いわゆる小規模校の全てにおいて、推薦選抜を実施できるようにするため、その内容を追加したものでございます。

小規模校について、補足資料の欄外に記してありますが、新庄北高校最上校、新庄南高校金山校、新庄神室産業高校真室川校、荒砥高校、小国高校、遊佐高校の6校を小規模校としたところでございます。

この小規模校のうち、総合学科の荒砥高校と遊佐高校については、現在も推薦選抜を実施しておりますが、普通科である他の小規模校4校においても推薦選抜の実施を可能とするものがございます。

普通科における推薦選抜は、「学科の特色に応じた推薦志願が難しい」等の理由で平成26年度より実施しておりませんが、小規模校では、豊かな環境の中で学校を核とした地域力の創生を目指す地元の自治体と連携した、特色ある教育活動をそれぞれ展開しております。これらの特色に魅力を感じ、地域活動に意欲的な生徒を募集できるものと考えております。

次に、3の(2)のウを御覧ください。現在、新庄南高校金山校と小国高校においては、それぞれ連携型中高一貫教育を行っており、関係する連携型中学校からそれぞれの高校への志願者は連携型選抜を受検しております。連携型選抜では、学力検査を行わず、「学習のまとめ」と面接等に基づいて選抜を行っております。

ただし、今回の変更により、この金山校と小国高校についても、学校が希望すれば推薦選抜を実施できることになるため、この推薦選抜と従来の連携型選抜の関係について整理する必要があり、(2)ウに、その事項を追加したものでございます。

中高一貫教育の趣旨を踏まえ、連携中学校からの志願者は、従来どおり連携型選抜を受検することとし、「連携型高校が行う推薦選抜を志願できない」という旨を明記しました。

最後に、議1-3の9を御覧ください。県外からの志願者受入れについての条項を9に追加しました。この「県外からの志願者受入れ」、い

わゆる県外募集に関連して、資料を用いて少し補足いたします。

議1-9の補足資料をお開きください。現在、別添2の「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」が従来の要綱でございます。こちらは3月の一般選抜において、山形北高校、加茂水産高校などにおいて県外募集を行っております。今回、この要綱の対象から小規模校を除き、新たに小規模校を対象とした別添3の「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」を策定したところでございます。この小規模校の県外募集については、一般選抜に加えて推薦選抜での県外募集を可能としております。

例えば、遊佐高校ではこれまでも県外募集を実施しておりますが、遊佐高校を始めとする小規模校6校が県外募集を行う場合には、令和4年度の入学者選抜から、この「小規模校における県外志願者受入れ要綱」の適用を受けることとなります。

新たに策定した別添3の要綱について、御説明させていただきます。

議1-8の別添3を御覧ください。第1条でこの小規模校の県外受入れ要綱においては、県外募集を一般選抜だけでなく、推薦選抜でも実施できるようにしたところでございます。第4条では、県外募集を行わない場合と県外募集を行う場合の推薦選抜における募集人員について、御覧のように定めております。また、第5条では県外志願者の受入れ人数、いわゆる「県外枠」を拡大し、県外志願者の募集人員を推薦選抜で8名程度、一般選抜で2名を合格とできるようにしたところでございます。この県外募集の実施、県外の募集人員等については、学校が所在する自治体等の意向を確認しながら、決定することになっており、7月下旬までに各校から報告を受けることになっております。

説明は以上となります。提案自体は議1-2の「入学者選抜基本方針」のみになりますが関連するものも併せて御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小関委員> 議1-9にある山形北高校の音楽科は、小規模校に含まれておりませんが、同じように適用するという意味でよろしいでしょうか。

<高校教育課長> 山形北高校の音楽科は県内唯一の学科で、過去5年間の志願倍率が一定の率よりも下回っていることから、別添2のルールで今後とも行っていくということでございます。

<武田委員> 小規模校のうちで、県外募集に手を挙げていない高校はあるのでしょうか。

<高校教育課長> 議1-9の3の県外募集の状況を御覧ください。遊佐高校は平成30年度に導入しており、小国高校についても次の入学者選抜から導入予定

でございます。新庄北最上校についても導入したいとの意向を伺っております。県内から推薦で募集をするかどうかについては、この議決を経て各学校に情報をお伝えして各学校の意向を確認することになります。

<菅間教育長> 県外募集については、身元引受けのこともありますので、地元市町村と連携を取りながら行うことになります。県内推薦を取り入れるかどうかは、今後各学校で判断してもらうために、可能となるような規定を整備したものです。

<武田委員> 一般入試の推薦を導入するかどうかについて、新庄北金山校と真室川校はこれから検討ということでしょうか。

<高校教育課長> 今度、検討していただくことになります。

<菅間教育長> 他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第2号及び議第3号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号及び議第3号は秘密会にて審議 》

## ⑥閉 会

<菅間教育長> これで、第1100回教育委員会を閉会いたします。